

平成29年度

特定不妊治療費助成事業のお知らせ



田舎館村では、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療を、県の「青森県特定不妊治療費助成事業」を活用して治療する夫婦に対し、その治療にかかる費用の一部を村が助成する「田舎館村特定不妊治療費助成事業」を実施します。

※「青森県特定不妊治療費助成事業」については、青森県庁のホームページをご覧ください。

●【助成対象となる方】

法律上の婚姻関係にある夫婦で、次の要件をすべて満たす方

- ① 青森県特定不妊治療費助成事業費補助金の交付決定を受けている。
- ② 特定不妊治療開始から申請日まで夫婦のいずれかの者が田舎館村に継続して住所を有し、居住の実態がある。
- ③ 村税を滞納していない。



●【助成額と申請期間】

●助成額

1回の治療につき青森県が助成した額を差引いて残った額（5万円を限度）。

●申請期間

村への申請期間は、青森県特定不妊治療費助成事業費補助金の交付決定を受けた日の属する月の翌月の初日から30日以内に申請してください。

●【申請に必要なもの】

- ① 田舎館村特定不妊治療費助成金交付申請書（窓口にあります）
- ② 田舎館村特定不妊治療費助成事業の申請に係る照会等に関する同意書（窓口にあります）
- ③ 青森県特定不妊治療費助成事業費補助金交付決定・確定通知書の写し
- ④ 振込先口座の通帳の写し
- ⑤ 印鑑



<申請窓口・問い合わせ>

田舎館村 厚生課 健康推進係

（4月1日から係名が変わりました。）

☎ 0172-58-2111（内線 153）